平成２２年（フ）第２１１号
東京都足立区千住柳町19番２号
債務者　有限会社ハラケン
代表者代表取締役　原　今朝志
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　智康
4　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午前11時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
神戸市長田区神楽町２丁目２番22号シンタニビル301、商業登記簿上の本店所在地神戸市長田区神楽町２丁目２番22号シンタニビル501
債務者　有限会社エム・オール建材
代表者取締役　森岡　　博
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２号
兵庫県加古郡稲美町国岡320番地の11
債務者　松島商事株式会社
代表者代表取締役　松島　　猛
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成22年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３０８号
愛知県豊田市配津町矢通38番地１　サープラスワン加藤102号
債務者　長谷川アンジェラこと　ハセガワ　アンジェラマリア　ペレイラド　ナシメント
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　清一
4　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年８月30日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
石川県小松市長崎町ホ432番地
債務者　豊田　　博
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月２日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５８９号
兵庫県明石市魚住町西岡1821番地
債務者　森岡　　博
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６００号
神戸市東灘区本山中町３丁目６番23号ＴＭ本山ハイツ３Ｂ号
債務者　明石加代子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月４日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０９号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２―17―１　大泉寮6512、住民票上の住所秋田県横手市山内三又字上野43番地
債務者　髙階　雅則
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８２号
岐阜県安八郡安八町東結889番地の10
債務者　岡田　照代
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
函館市東山町182番地76
債務者　坂井　一郎
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
北海道北斗市市渡254番地の２
債務者　村田　勝藏
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８０号
函館市堀川町３番４号、住民票上の住所函館市湯川町２丁目27番30号
債務者　細越　米子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
函館市富岡町１丁目23番27号
債務者　坂田　　武
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目15番10号
債務者　五十嵐加奈子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所